

広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

平成19年2月1日

条例第5号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合の長の権限に属する事務を分掌させるため、広島県後期高齢者医療広域連合に事務局を置く。

(課の設置)

第2条 事務局に次の課を置く。

総務課

業務課

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 組織に関する事。
- (3) 人事及び給与その他職員に関する事。
- (4) 文書及び例規に関する事。
- (5) 議会に関する事。
- (6) 広域計画に関する事。
- (7) 広報及び公聴に関する事。
- (8) 財務に関する事。
- (9) 財産及び契約に関する事。
- (10) 他の課の主管に属さない事。

業務課

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事。
- (2) 医療給付に関する事。
- (3) 保険料の賦課に関する事。
- (4) 保健事業に関する事。
- (5) その他後期高齢者医療制度に関する事。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、課の事務分掌に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月31日までの間、第3条本文中「課」とあるのは「事務局」と、「総務課」とあるのは「総務グループ」と、同条総務課の分掌事務第7号中「課」とあるのは「グループ」と、「業務課」とあるのは「業務グループ」と、第4条中「課」とあるのは「事務局」とする。

附 則 (平成20年1月30日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。